

陳情第126号	受理年月日	平成27年12月7日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	八幡東区尾倉三丁目3-22 八幡市民会館と八幡図書館の存続問題を考える会 代表 三崎 英二	
件名	市立八幡病院移転計画の中止又は見直しについて	
要旨		
<p>当会は、八幡市民会館と八幡図書館がかけがえのないものであって、決して廃止・解体の対象にしてはならないと考え、1年6カ月を超えてもなお存続を求め続けている。</p> <p>昨年3月31日市長は、八幡市民会館の廃止・八幡図書館の解体を表明したが、この廃止・解体問題は、市長が平成24年11月22日の記者会見で市立八幡病院の尾倉小学校跡地への移転を表明したことから始まっている。病院局は、同跡地は約1万7,000㎡で、敷地内の体育館は解体、九国大旧文化交流センターは借りるか買い上げ、そのまま活用すると説明した。</p> <p>しかし、跡地から交流センターの敷地面積4,369㎡(26%)と土手・高台部分の面積約2,140㎡(12%)を差し引くと、純粹更地はわずかに1万491㎡(62%)である。現地を確かめれば誰もが疑問を持つ土地である。民間ならば、こんなくぼ地に病院を建てるのかとの批判や反対の声が上がる。新八幡病院に不向きな欠陥土地であることは一目瞭然である。</p> <p>この面積に新八幡病院は建設できず、隣接の八幡図書館解体・八幡市民会館駐車場を取り込む結果につながっている。</p> <p>については、下記のとおり措置していただきたい。</p>		
記		
1 市立八幡病院の移転先を尾倉小学校跡地に決定した経緯や審議内容を直ちに開示すること。		
2 市立八幡病院の移転先を尾倉小学校跡地に決定した経緯や審議内容		

(続 く)

が開示されるまで、市立八幡病院の移転に伴う敷地拡張を行わないこと。

- 3 開示できないならば、九国大田交流センターを撤去し1万4,860 m²の敷地内に病院と立体駐車場を建設して病院移転を完結するとともに、図書館解体など敷地の拡張を行わないこと。